

戸産業界の各分野での活躍が期待されております。

しかしながら、今日の急激な技術革新により知識・技術が次々と変化し、さらに、融合領域、学際領域の知識・技術、基礎研究の重要性が高まり、それらの研究者並びに指導的役割を果たすことができる人材の養成が益々必要となっております。また、国際化、情報化の急速な進展や産業構造の変化等に伴い、企業においても事業の再構築や新分野への進出等が迫られており、その中にあって社会人個人としても新たな分野の知識・技術を積極的に修得し、自らの能力の一層の向上に努めていくことが求められております。

さらに高度な知識・能力を持つ人材及び研究者の養成や教育研究を通じた国際的貢献の重要性も高まっております。

このような時代の要請に応える教育研究機関として、平成5年4月に大学院を設置された貴校に大いに期待するところであり、更なる教育研究の充実のために博士課程の設置を積極的に進められますよう要請いたします。

以 上

8. 加入者系光ファイバー網無利子融資に関する要望

提出年月日 平成6年12月13日

提出先 郵政大臣、大蔵大臣、自治大臣

来るべき21世紀に向けて、高度情報化への対応は産業・生活の各分野における重要な課題であります。特に、高速・大容量の情報通信基盤の整備は、高度情報化を推進するための必要不可欠なインフラであり、地域の商業、工業の振興を図る上からも早急な計画的整備が強く望まれるところであります。

しかしながら、このような情報通信基盤の中核をなす光ファイバー網は、その整備投資額が膨大であり、民間事業者独自の採算ベースによる整備のみでは、首都圏への一極集中が一層拡大することとなり、地方における整備が遅れることが懸念されます。

つきましては、光ファイバー網の神戸都市圏における整備を促進するため、整備の立ち上がり時期である2000年までの期間において、民間事業者が整備する加入者系光ファイバー網に対し、無利子融資、税制支援措置等、特段の支援措置をお願いするものです。

以 上

9. 兵庫県南部地震への対応に関する緊急要望

提出年月日 平成7年1月23日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、国土庁長官他

今般の兵庫県南部地震により、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域は壊滅的な打撃を受け、市民生活は深刻な状況に陥っており、同時に市民生活を支える産業も危機的な状況にある。

については、このような災害の甚大さに鑑み、電気、ガス、水道、通信等のライフラインの復旧や生活物資、住宅施設の確保等に万全の体制で臨まれるとともに、経済活動の復興に向けて、下記の対策を速やかに講じられたい。

記

1. 市民生活を支える経済活動の復興を促進するため、鉄道、道路、港湾等の交通・産業基盤の一日も早い復旧に向けて、全力で取り組まれたい。
2. 被害にあった企業とりわけ中小企業が円滑な事業復旧を図れるよう、無利子融資の創設や既存債務の返済猶予、さらには税の減免、納税の猶予等、金融、税制面を中心に思い切った支援策を講じられたい。
3. 関東大震災以来の未曾有の災害に対し、当面の復旧対策のための94年度補正予算を早急に成立させるとともに、95年度予算の組み替えもしくは補正予算を検討されたい。さらには将来の都市と産業の再生に向けて、秩序ある総合的な復興対策を進めるため、新たに特別法を制定されたい。

以 上

10. 兵庫県南部地震被災企業への支援に関する要望

提出年月日 平成7年1月26日

提出先 日本開発銀行総裁

兵庫県南部地震により、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域は市民生活が危機的な状況に陥るとともに、市民生活を支える産業活動も壊滅的な打撃を被っている。

については、今般の地震により被害を被った企業等が事業の継続と一日も早い復旧・再建を図ることができるよう、下記の点について特段の配慮を払われたい。

記

1. 事業の継続並びに復興・再建に必要な資金に対する無利子もしくは超低利の長期融資制度の創

設。

2. 電気、ガス、鉄道等の公益企業に対する特別融資制度の創設（N T T株売却益による無利子・低利貸付対象の拡大等）。
3. 既存債務の返済猶予、返済期間の延長、金利の減免。
4. 融資手続きの簡素化、審査の迅速化等による速やかなる融資の実行。

以 上

11. 兵庫県南部地震被災企業への支援について（要望）

提出年月日 平成7年1月26日

提出先 政府系中小企業金融機関

兵庫県南部地震により、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域は、市民生活が危機的状況にあるとともに、市民生活を支える産業活動も壊滅的な打撃を被っております。

つきましては、この度の地震により被害を被った企業等が、事業の継続と一日も早い復旧・再建をはかることができますよう、次の点について格段のご配慮を賜りますよう要望致します。

記

1. 既往融資の一時返済猶予・期間延長並びに金利の減免。
2. 事業の継続並びに復旧・再建に必要な資金について無利子融資の創設。
3. 審査基準の緩和・手続きの迅速化。

以 上

12. 兵庫県南部地震被災企業への支援について（お願い）

提出年月日 平成7年1月26日

提出先 全国銀行協会他

兵庫県南部地震により、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域は、市民生活が危機的状況にあるとともに、市民生活を支える産業活動も壊滅的な打撃を被っております。

つきましては、この度の地震により被害を被った企業等が、事業の継続と一日も早い復旧・再建をはかることができますよう、次の点について格段のご配慮を賜りますよう要望致します。

記

1. 既往融資の一時返済猶予・期間延長並びに金利の減免。

2. 事業の継続並びに復旧・再建に必要な資金のできるだけ低利による融資。
3. 審査基準の緩和・手続きの迅速化。

以 上

13. 阪神大震災に伴う経済復興に関する緊急要望

提出年月日 平成7年1月27日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、国土庁長官他

今般の兵庫県南部地震は神戸市をはじめとする兵庫県南部地域に壊滅的な打撃を与え、地元経済を危機的状況に陥らすとともに、わが国経済にも重大な影響を及ぼしつつある。関東大震災以来の未曾有の大災害から経済活動を速やかに復興させるためには、激甚災害指定による復旧支援等既存の制度にとどまらず、特別法の制定等従来の枠を越えた思い切った国の支援策が必要である。

については、このような観点から下記の諸点について早急に実現されるよう要望する。

記

1. 都市の再生と経済の復興に向けて秩序ある総合的な対策を進めるため、組織、財源等所要の措置を講じるとともに、新たに特別法を制定されたい。
 - (1) 既存の法令・制度を越える財政支援、権限委譲、基準・手続き緩和等について特別優遇措置を講じられたい。
 - (2) 公共事業に加え、民間企業の復興努力を総合的に支援するため、例えば復興庁のような組織を創設されたい。
 - (3) 当面の復旧対策のため、平成6年度第2次補正予算を速やかに成立させるとともに、平成7年度予算の組み替えもしくは補正予算を検討されたい。
2. 港湾、鉄道、道路等の交通・産業基盤の早期復旧を図るとともに、その間の代替輸送手段の確保に万全を期されたい。
 - (1) 国際港としての神戸港の機能を早期に回復するため、岸壁、荷捌き地等の港湾施設を重点的に復旧するとともに、使用不能の間、港湾施設利用料を免除されたい。
 - (2) J R、私鉄等鉄道の早期復旧を図るとともに、これらの事業に対する補助制度を強化されたい。
 - (3) 国道、阪神高速道路等の幹線道路、臨海部との接続道路の早期復旧を図られたい。
3. 電気、ガス、水道（工業用水を含む）、通信等ライフラインの早期復旧を図るとともに、これら公益事業の復旧活動に対し財政支援を強化されたい。
4. 企業規模の大小を問わず被害にあった企業が円滑な事業復旧を図れるよう、金融・税制面を中

心に思い切った支援措置を講じられたい。

- (1) 民有地内にある危険建築物の取り壊し及び倒壊・焼失建築物の瓦礫の撤去費用に対し、公的助成措置を講じられたい。
 - (2) 国、県、市の制度融資について、既存債務の返済猶予、返済期間の延長、金利の減免等の措置を講じられたい。
 - (3) 事業の継続並びに復興・再建に必要な資金に対し無利子融資を創設されたい。
 - (4) 商店街・小売市場については、協同組合等向けの無利子融資並びに助成制度の拡充を図るとともに、その手続きを簡素化し迅速な処理を図られたい。
 - (5) 中小企業倒産防止共済掛金に対する融資について、大幅な条件緩和を図られたい。
 - (6) 欠損金の繰り戻し期間を前3事業年度に延長されたい。
 - (7) 復興資金捻出のために売却する土地、有価証券等の譲渡益課税を免除するとともに、法人税、地価税等の国税及び法人事業税、固定資産税等の地方税の減免措置を講じられたい。
 - (8) 従業員の雇用安定を図るため、雇用調整助成金の支給割合を拡大するとともに、特例措置の適用期間を延長されたい。また、雇用保険についても支給期間を延長されたい。
 - (9) 被災地における公害健康被害汚染負荷量賦課金を免除されたい。
 - (10) 災害を受けた企業が当面事業の再開に必要な仮設の共同店舗、事務所、工場を整備し、提供されたい。
 - (11) 公共工事、復旧資材等の発注に際しては、兵庫県下の被災企業に優先発注されたい。
5. 復旧用の資材等が災害地で不足することのないよう安定供給に努めるとともに、便乗値上げを防止するため価格監視体制を強化されたい。
6. 震災を受けた大規模小売店の仮店舗の設置にかかる届け出あるいは再建に急を要する建築物にかかる建築確認申請等各種手続きに関しては、簡便な方法ないし事後報告を認める等非常時に即した弾力的な運用を図られたい。
7. 激甚災害に指定されたことにより、特別の財政支援の対象となる地方自治体の事業について、外資埠頭公共事業、水道事業、公営地下鉄事業等、対象事業の範囲を拡大されたい。
8. 地震不担保の火災保険・営業継続保険に関して、関東大震災の例にならい相当程度の比率で支払いがなされるよう、損保会社に対する助成金の交付等、特別措置を講じられたい。

以 上

14. 阪神大震災に対する経済復興への税制面からの支援策に関する要望

提出年月日 平成7年2月1日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣他

今般の阪神大震災により、神戸市をはじめ阪神地域一帯は壊滅的な打撃を受け、地元経済は勿論のこと、わが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような状況の中で、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を続けているところであるが、この度の大災害により地元企業が被った被害は、個別企業の対応能力をはるかに越えるものであり、国をはじめとする行政当局による従来の制度的枠組みにとらわれない思い切った支援策が不可欠である。

については、税制面から経済活動の復旧・復興活動を支援するため、被災地域においては、一定の期間、下記の事項をはじめとして税制全般について減免、納税猶予等の特別措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国 税 関 係

- (1) 法人税の減免及び納税猶予措置を講じられたい。
- (2) 欠損金の繰り戻し期間を少なくとも前3事業年度まで延長し、税の繰り戻し還付を実施されたい。
- (3) 被災した地域においては、地価税を免除されたい。
- (4) 震災による代替資産の取得・建設等については、一括損金算入もしくは特別償却措置を講じられたい。
- (5) 復興資金調達のための土地売却については、譲渡益課税を免除するとともに、譲渡益を税制上の所得から控除されたい。
- (6) 復興資金調達のための有価証券の譲渡に係る有価証券取引税を免除するとともに、譲渡益を税制上の所得から控除されたい。
- (7) 甚大な損害を被った地元酒造業界に対して、酒税の減免・納税猶予措置を講じられたい。
- (8) 復旧・救援活動に要した費用（救援物資・機材・人員、見舞金等）の全額損金算入並びに受領した救援見舞金等の全額益金不算入を認められたい。
- (9) 消費税の延納（少なくとも6か月以上、無利息）措置を講じられたい。また、輸出品に係る消費税の払い戻し還付を速やかに実施されたい。
- (10) 利子配当に係る所得税の赤字会社への還付を速やかに実施されたい。

2. 地方税関係

- (1) 被災した企業等に対して、法人県・市民税の減免措置を講じられたい。
- (2) 被災地域における固定資産税、都市計画税の減免措置を講じられたい。
- (3) 被災した企業等については、事業税、事業所税を減免されたい。
- (4) 復旧のための建て替え等については、不動産取得税を免除されたい。
- (5) 地方特別消費税の延納（少なくとも6か月以上、無利息）措置を講じられたい。
- (6) 地方自治体が行う地方税の減免措置等に対して、国において充分な財源の手当てを講じられたい。

3. その他

- (1) 上記の減免、納税猶予・延長等の特別措置を早期に明示するとともに、申請・申告手続等を極力簡便にされたい。

以 上

15. 阪神大震災に伴う金融支援に関する緊急要望

提出年月日 平成7年2月3日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣他

阪神大震災は、神戸市をはじめとする兵庫県南部に壊滅的な打撃を与え、地元経済のみならず、わが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような状況にあって、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を続けているが、今回の震災は、規模の大小を問わず、企業経営を根本から揺るがす深刻な被害をもたらし、事業の継続や復興・再建が極めて困難な情勢にあることはもとより、働く場の喪失による雇用不安などを避けるためにも、金融面での思い切った支援施策が特に不可欠である。

このため、下記の諸点について早急に実現されるよう要望する。

記

1. 緊急災害復旧資金融資制度については、国による原資の提供、利子補給への助成を一刻も早く決定し、無利子又は超低利の融資制度を創設されたい。
2. 国・県・市の制度融資については、既往債務の返済猶予、返済期間の延長、金利の減免、信用保証枠の拡大等の措置を講じられたい。また、無担保・無保証人融資の貸付限度額・貸付枠の拡大を図られたい。
3. 政府系中小企業金融機関の災害貸付制度については、金利の軽減及び取扱期間の延長を図られたい。また、無担保・無保証人融資の拡大及び創設を実現されたい。

4. 商店街・小売市場の復興を図るため、特別融資枠の設定、無利子融資の拡充、信用保証枠の拡大等助成制度の拡充を図るとともに、その手続を簡素化し、迅速な処理を図られたい。
5. 中小企業高度化資金貸付事業等については、償還延長及び減免を図られたい。また、商業基盤等施設整備事業の適用範囲及び補助限度額を拡大するとともに、災害復旧高度化事業の適用範囲の拡大及び条件緩和、仮設共同作業場の建設に対する中小企業高度化資金の弾力的運用を図られたい。
6. 中小企業倒産防止共済金の貸付について、貸付限度額の引き上げ、貸付期間並びに貸付申請期間の延長等大幅な条件緩和を図られたい。
7. マル経・マル整融資制度については、次の優遇措置を講じられたい。
 - イ. 既往借入れ分について、返済の猶予・減免措置をとられたい。
 - ロ. 今後の利用について、金利の軽減、据置き期間の延長、貸付要件の緩和等特別な措置をとられたい。
 - ハ. 現行のマル経融資額に上乗せをする形で、同額程度の無利子貸付が受けられる制度を設けられたい。

以 上

16. 阪神大震災に伴う神戸港の復旧に関する緊急要望

提出年月日 平成7年2月3日

提出先 内閣総理大臣、運輸大臣、労働大臣他

今般の兵庫県南部地震は、神戸市をはじめとする兵庫県南部地域に未曾有の被害をもたらし、とりわけ、わが国を代表する国際貿易の拠点である神戸港は、壊滅的な状況にあるため、神戸経済界のみならず国内外の経済活動に極めて深刻な影響を与えている。

については、神戸港の内外物流拠点としての重要性和被害の甚大さに鑑み、一日も早い神戸港の復旧に向けて、下記の対策を速やかに実行されるよう要望する。

記

1. 早期本船着岸が可能となるよう、可能な限り迅速な港湾施設の復旧に、鋭意取り組まれたい。
2. 港湾周辺道路の損傷箇所の早期修復による、コンテナシャシ等港湾輸送車両の通行の円滑化に取り組むとともに、同車両の道路の優先走行または専用レーンの設置を実施されたい。
3. 地震により、神戸港の岸壁等港湾施設が使用不能の間の使用料については、全額免除されたい。
4. 神戸港地区の港湾事業者（元請・専業者）が、他地区で業務を遂行できるよう、港湾運送事業法上の弾力的な運用を行われたい。

5. 神戸港の復旧業務に携わるに、港湾関係業者並びに関連施設が円滑に業務遂行出来るよう、あらゆる面の安全確保並びに治安の維持に努められたい。

以 上

17. 阪神大震災に伴う雇用安定支援に関する要望

提出年月日 平成7年2月3日

提出先 内閣総理大臣、労働大臣、大蔵大臣他

今般の阪神大震災は、神戸市をはじめ阪神地域一帯に壊滅的な打撃を与え、地元経済界はもとより我が国経済に重大な影響を及ぼしている。

このような中、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を続けているが、今回の震災は企業規模の大小を問わず、企業経営を根底から揺るがす甚大な被害をもたらしていることから、今後相当期間にわたり事業活動の休業・縮小等を余儀なくされ、雇用面にも極めて深刻な事態を招くことが憂慮される。

このため雇用の安定維持をはかり、働く場の喪失による雇用不安を避けるため、雇用面での思い切った支援施策が不可欠である。

については、このような観点から下記の諸点について早急に実現されるよう要望する。

記

1. 雇用調整助成金について

(1) 企業の雇用維持を支援するため、雇用調整助成金について、平成7年3月31日までの暫定措置を延長するとともに支給割合をさらに引き上げられたい。

(2) 雇用調整助成金の対象を復旧作業従事者、新規採用者等に拡大し、弾力的運用を図られたい。

(3) 今回の大震災にともなう特例措置の指定期間をさらに延長されたい。

(4) 被災企業がおかれている状況を踏まえ、雇用調整助成金の申請書類等手続きを極力簡便にされたい。

2. 雇用保険等について

(1) 被災に伴う雇用保険の所定給付日数の更なる延長を図られたい。

(2) 労働保険料（雇用保険料と労働災害保険料）の減免措置並びに申告・納付期間の延長を図られたい。

3. その他

(1) 今回の被災により事業の休業・廃業・縮小等を余儀なくされた小規模事業主等に対して休業補償等の助成措置を講じられたい。

(2) 被災地域における雇用の安定維持を図るため、商工会議所等の経済団体においても求人・求職情報の交流・紹介等の事業が行えるようにされたい。

以 上

18. ポートアイランド及び六甲アイランドへの代替交通手段の確保に関する要望

(本所、(財)神戸ファッション協会、神戸ファッションタウン協議会、六甲アイランドCITY業務商業連絡会の連名)

提出年月日 平成7年2月10日

提出先 神戸市長他

今般の阪神大震災により、市内の各交通機関はいたるところで寸断され、市民生活、事業活動に深刻な影響を与えているが、中でも市街地とポートアイランド、六甲アイランドを結ぶ唯一の公共交通アクセスであるポートライナー、六甲ライナーの被害は大きく、完全復旧には、なお相当の期間を要すると予想されている。

このような中で、両島に拠点を持つ企業では、懸命の復旧活動により、徐々にその事業を再開しつつあるものの、新交通システムが不通のため、従業員・顧客等の円滑な交通アクセスを確保できないことが、各社の事業活動の大きな障害となっている。

については、両島内の企業活動の復旧・復興を支援するためスムーズな代替交通手段の確保について下記の通り要望する。

記

1. 代替バスの増便を図るとともに、特に朝夕の通勤時間帯の混雑を緩和するため、道路の復旧状況に応じて、バス専用レーンを確保されたい。

2. ポートアイランドの代替バスは、現在、市民病院前と税関前間のピストン運転となっているが、乗客の利便性を考え、島内を巡回するコースを設けると共に、できるだけ速やかに、三宮、新神戸まで延伸されたい。

3. 六甲アイランドの代替バスは、現在、JR住吉と六甲アイランド北口とのピストン運転となっているが、乗客の利便性を考え、六甲マリナーパーク駅まで延伸されると共に、私鉄の最寄り駅との連絡も円滑に行えるよう配慮されたい。

4. 代替バス以外にも市街地と両島を結ぶ海上アクセスの充実を図られたい。

以 上

19. 阪神大震災に対する経済復興への税制面からの支援策に関する要望（第二次）

提出年月日 平成7年2月10日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣

今般の阪神大震災により、神戸市をはじめ阪神地域一帯は壊滅的な打撃を受け、地元経済は勿論のこと、わが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような状況の中で、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を続けているところであるが、この度の大災害により地元企業が被った被害は、個別企業の対応能力をはるかに越えるものであり、国をはじめとする行政当局による従来の制度的枠組みにとらわれない思い切った支援策が不可欠である。

ついては、税制面から経済活動の復旧・復興活動を支援するため、被災地域においては、一定の期間、下記の事項をはじめとして税制全般について減免、納税猶予等の特別措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国 税 関 係

- (1) 法人税及び所得税の減免及び納税猶予措置を講じられたい。
- (2) 欠損金の繰り戻し期間を少なくとも前3事業年度まで延長し、税の繰り戻し還付を実施されたい。
- (3) 欠損金の繰り越し期間を大幅に延長されたい。
- (4) 被災した地域においては、地価税を免除されたい。
- (5) 震災による代替資産の取得・建設等については、一括損金算入もしくは特別償却措置を講じられたい。
- (6) 復興資金調達のための土地売却については、譲渡益課税を免除するとともに、譲渡益を税制上の所得から控除されたい。
- (7) 復興資金調達のための有価証券の譲渡に係る有価証券取引税を免除するとともに、譲渡益を税制上の所得から控除されたい。
- (8) 甚大な損害を被った地元酒造業界に対して、酒税の減免・納税猶予措置を講じられたい。また、被災した輸入酒類についても同様の措置を講じられたい。
- (9) 復旧・救援活動に要した費用（救援物資・機材・人員、見舞金等）の全額損金算入並びに受領した救援見舞金等の全額益金不算入を認められたい。
- (10) 被災地域での消費税の免除及び納税猶予措置を講じられたい。また、輸出商品に係る消費税の払い戻し還付を速やかに実施されたい。

- (11) 被災した輸入商品（貨物）の関税の免除並びに払い戻しを実施されたい。
- (12) 被災企業等に対しては、自動車重量税を免除されたい。
- (13) 利子配当に係る所得税の赤字会社への還付を速やかに実施されたい。

2. 地方税関係

- (1) 被災した企業等に対して、法人県・市民税の減免措置を講じられたい。
- (2) 被災地域における固定資産税、都市計画税の減免措置を講じられたい。
- (3) 被災した企業等については、事業税、事業所税を減免されたい。
- (4) 復旧のための建て替え等については、不動産取得税を免除されたい。
- (5) 地方特別消費税の免除及び納税猶予措置を講じられたい。
- (6) 被災企業等に対しては、自動車税、自動車取得税を免除されたい。
- (7) 地方自治体が行う地方税の減免措置等に対して、国において充分な財源の手当てを講じられたい。

3. そ の 他

- (1) 上記の減免、納税猶予・延長等の特別措置を早期に明示するとともに、申請・申告手続等を極力簡便にされたい。

以 上

20. 兵庫県南部地震に伴う経済復興に対する緊急要望（近畿7商工会議所の連名）

提出年月日 平成7年2月10日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣他

今般の兵庫県南部地震は、阪神間に甚大な被害を与え、地元経済はもとより、わが国経済に重大な影響を及ぼしつつある。そこで、近畿の7商工会議所首脳が一堂に会して、緊急懇談会を開催し、被災地域の一日も早い復興をはかるとともに、地域経済の基盤をなす企業、とくに中小企業の事業支援のための方策について協議した。

国におかれては、同懇談会の合意に基づく支援措置について、速やかに以下の対策を講じられるよう要望する。

記

1. 被災地域の復興を図るため、総合的な復興対策を早急に策定すること。

- (1) 既存の法令・制度を超える財政支援、権限委譲、基準・手続き緩和等について特別立法を制定するなど、特段の優遇措置を講じること。
- (2) 復興へのタイムスケジュールを示すとともに、金融、財政、税制等総合的な対策を早急に講

じること。

- (3) 当面の復旧対策のため、平成6年度第2次補正予算の速やかな成立を図るとともに、平成7年度予算の早期成立ならびに補正予算の編成を検討すること。

2. 港湾、鉄道、道路等の生活・産業基盤の早期復旧を図ること。

- (1) 国際港としての神戸港の港湾機能の復旧に全力を尽くすこと。
(2) JRや私鉄等鉄道の早期復旧を図るとともに、復旧事業費の補助制度を強化すること。
(3) 国道、阪神高速道路等の幹線道路の早期復旧を図ること。

3. 被害にあった企業が円滑な事業復旧を図れるよう、金融・税制面を中心に思い切った支援措置を講じること。

〈金融〉

- (1) 現在負っている借入金について、返済猶予、返済期間の延長、金利の減免など中小企業者への負担軽減について特段の措置を講じること。
(2) 被害にあった企業が円滑に事業復旧を図れるよう、関係自治体、民間金融機関等が行う融資に対して、利子補給を行うこと。
(3) マル経融資制度について、次の優遇措置を講じること。

イ. 既存の借入れ分について、金利の減免等優遇措置を図ること。

ロ. 被災小規模事業者はじめ被災事業者とつながりのある小規模事業者のマル経融資の利用について、貸付金額の増大、金利の減免、据え置き期間の延長、貸付用件の緩和等特別な措置を講じること。

ハ. 激甚災害指定地域においては、現行のマル経融資額に上乗せする形で、同額程度の無利子の緊急貸付が受けられる制度を設けること。

〈税制〉

- (1) 復興資金捻出のため売却する土地、有価証券等の譲渡益課税を免除すること。
(2) 震災による代替資産の取得費用については、特別償却または税額控除を図ること。

〈その他〉

- (1) 公共工事、復旧資材等の発注に際しては、被災企業に優先的に発注すること。
(2) 仮設工場、仮設店舗、仮設事務所の早期建設と低価格での貸与等について、助成すること。
4. 復旧用資材・人員が被災地で不足することがないよう、安定供給に努めるとともに、便乗値上げを防止するための価格監視体制を強化すること。

以 上

21. 阪神大震災に伴うマル経融資等に関する緊急要望

提出年月日 平成7年2月15日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、中小企業庁長官他

今般の阪神大震災は、神戸市をはじめ阪神・淡路地域全体に深刻な打撃を与え、地元経済界はもとよりわが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような中、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を重ねているが、今回の震災によって経営基盤の脆弱な小規模事業者は、営業拠点の喪失、売上げの急減、資金繰りの悪化など極めて厳しい経営環境に置かれている。また、商工会議所としても長年の経営指導を通じて経営内容等を熟知している小規模事業者に対する支援を如何に有効且つ迅速に実施できるか、その存在意義が問われているとも言える。

このため、小企業等経営改善資金融資（マル経）等については、以下の特別措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 激甚災害指定地域におけるマル経融資については、貸付限度額の増額（600万円⇒750万円）が決定されたが、一層の充実を図るため、金利の大幅軽減（4.85%⇒2.5%）、据置期間の延長など特別措置を講じられたい。
2. 激甚災害指定地域における小規模事業者の事業再開等を支援するため、現行のマル経融資に上乗せをする形で、同額程度の緊急特別貸付（据置期間は無利子、以後2.5%）を創設されたい。
3. マル経融資並びに中小流通業発展基盤整備貸付（マル整融資）の運用に当たっては、被災小規模事業者が事業再開に向けて十分に活用することができるよう、要件緩和を図るなど可能な限り弾力的に運用されたい。

以 上

22. 共同仮設店舗の建設補助金に関する要望

提出年月日 平成7年2月20日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、中小企業庁長官他

今回の兵庫県南部地震は、神戸市をはじめ広範な地域に未曾有の被害を与え、地元経済はもとよりわが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような中、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命な努力を重ねているが、とりわけ、地域の生活者と密着した商店街・小売市場については早期開店によって市民生活及び人心の安定を図る効果が大きいことから、本所としても積極的に支援しているところである。

しかしながら、中小小売商業者の中には震災によって自らの店舗・住居を滅失した者も多く、共同仮設店舗の建設によって立ち直りの手掛かりを得ようとしても、資金力がないため、建設に着手できず、途方にくれている中小小売商業者も数多く見受けられる。

このため、共同仮設店舗を商業基盤施設整備の一環として位置づけ、以下の特別措置を講じられたい。

記

1. 兵庫県南部地震によって全半壊・全半焼し、営業不能に陥っている商店街及び小売市場（未法人を含む）が共同による仮設店舗を建設しようとする際、補助金を創設され、思い切った助成措置を講じられたい。

以 上

23. 在神戸フィリピン共和国総領事館存続に関する要望書（本所会頭名）

提出年月日 平成7年2月23日

提出先 フィリピン共和国大統領

神戸の経済界を代表致しまして、1月17日の震災後、テレビニュースにて、直ちに、お見舞いの言葉を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。私どもは現在、神戸を以前の活力にあふれ、魅力的な都市に再建していくべく全力を傾けており、貴殿のお言葉には大変励まされました。

震災前、本所はフィリピン総領事館、並びに在神フィリピン人と大変緊密な関係を保って参りました。特に、この3年において、貴国との関係は、本所の様々な事業を通じて一層深められたと自負致しております。例を挙げますと、92年11月の「訪フィリピン神戸輸入促進使節団」、93年3月開催の「フィリピン食品商談会」がございます。また、92年5月と93年11月に本所の国際化推進委員会月例昼食会において、貴国の総領事と通商代表が、それぞれフィリピンへの投資事情について講演を行いました。

しかしながら、地震の発生後、神戸におけるライフライン、並びに、交通機関が大きな被害をうけ、フィリピン総領事館は一時的に大阪へ事務所を移転させました。このため、神戸在住の被災された貴国民はフィリピン総領事館が神戸へ戻ってくることを、強く希望されていると聞いております。

また、私どもはフィリピン総領事館が、今後、大阪へ事務所を完全に移転する計画を持っておられると聞いておりますが、この計画に対しても神戸の貴国民の皆様は、非常に失望し、強く反対を表明されています。

第二次世界大戦後、その当時の本所ビルに、フィリピン総領事館が事務所を設置されておられま

した。そのことを非常に誇りに思っておりました私どもにとりましても、移転の件は大変残念なこととであります。また、地震による多大な被害にもかかわらず、多くの外資系企業は、引き続き、神戸で営業を続けることを、すでに決定されています。

さらに、今後の復興につきましても、本所と致しましては、3年から5年以内に、神戸は非常に安全で、より効果的な防災機能の整った、日本人にも外国人にも住みやすい都市に生まれ変わると考えております。

従いまして、フィリピン総領事館に、神戸からの移転を再考して頂くとともに、本件につきまして、貴殿の格別のご支援を賜りたく、衷心よりお願い申し上げます。

以 上

24. 阪神大震災に伴う手形決済に関する緊急要望

提出年月日 平成7年2月27日

提出先 内閣総理大臣、大蔵大臣、日本銀行総裁他

阪神大震災は、神戸市をはじめ阪神・淡路の広範にわたる地域に深刻な打撃を与え、地元経済界はもとよりわが国経済にも重大な影響を及ぼしている。

このような中、地元では一日も早い復旧・復興に向けて懸命の努力を重ねているが、今回の震災によって中小企業の資金繰りが一段と悪化しており、手形・小切手を決済できないことから銀行取引停止処分、倒産が多発することが憂慮される。

これについては、現在、手形交換所等の特例措置により未決済手形・小切手の銀行取引停止処分が猶予されており、その極めて適切な措置を高く評価するところである。

ついで、地域経済の混乱を避け、倒産を防止するためにも、今後の手形・小切手の決済の取扱いに関し、以下の特別措置を講じられたい。

記

1. 震災による未決済手形・小切手の取扱いについては、被災中小企業が決済資金等を調達するまでの間、現在実施している決済猶予の特例措置を継続されたい。
2. 震災による未決済手形・小切手の振出人及び受取人に対し、無利子または超低利の決済資金貸付を創設されたい。

以 上